

## 第 605 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 15 年 5 月 9 日（金） 14:00～15:15
- 2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
- 3 議 題

- (1) 庶務事項
  - 1) 統計審議会専門委員の発令について
  - 2) 部会に属すべき専門委員の指名について
- (2) 諮問事項
  - 諮問第 289 号「農業経営統計調査の改正について」
- (3) その他

### 4 配布資料

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について
- 3) 諮問第 289 号「農業経営統計調査の改正について」
- 4) 指定調査の承認等の状況（平成 15 年 3 月・4 月分）
- 5) 平成 15 年 2 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 51 巻・第 2 号）
- 6) 平成 15 年 3 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 51 巻・第 3 号）
- 7) 指定統計の公表実績及び予定

### 5 出席者

【委員】竹内会長、廣松委員、舟岡委員、須田委員、菅野委員、  
後藤委員、清水委員、新村委員、西村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

厚生労働省渡辺統計情報部長、農林水産省山本統計情報部長、  
同宮尾経営統計課長、国土交通省矢島企画調整室長、東京都早川統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省大林統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同山本統計審査官

### 6 議事概要

- (1) 庶務事項
  - 1) 統計審議会専門委員の発令について  
竹内会長から、統計審議会専門委員が、資料 1 のとおり発令された旨報告があった。
  - 2) 部会に属すべき専門委員の指名について  
竹内会長から、資料 2 のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。
- (2) 諮問事項
  - 諮問第 289 号「農業経営統計調査の改正について」  
総務省統計局統計基準部の山本統計審査官が、資料 3 の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて農林水産省大臣官房統計情報部の宮尾経営統計課長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

西村委員）2 点ほど伺いたい。1 点は「営農類型別経営統計」の安定性について、先ほど一部

の花きなどを除けば「母集団」として8割くらいは安定しているとの話であったが、その8割という数字は、前年と比べた今年の変化の確率という意味なのか、それとも5年間なら5年間というある程度長い期間にわたっての安定性の意味なのか。というのは、過去もそうであったと思うが、「経営体」が一番望ましい経営を行っていくためには、従来どおりの経営ではなく、色々な可能性を試すということは十分考えられるので、それらにうまく対処できるようなものになっているのかどうか。特に、複合的な経営形態が出てきて、そこにおいて経済学で言うようなエコノミー・オブ・スコープというようなものが非常に重要になってくると、こういった形でブツブツに切って捉えることが農家経営を正確に表しているかどうか問題が生ずる可能性があるため、その点について伺いたい。

もう一点は、全体として統計の費用対効果比というものが重要視されているので、新しい体系に移ることによって記入負担者のコストが下がることは分かるが、統計実施者のコストはどのくらい下がるのかについて定量的なメルクマールを教えてください。また、当然のことではあるが、情報公開ということを考えれば、積極的に情報を開示していくという態度が必要だと考える。

宮尾課長)「営農類型別経営統計」の母集団の安定性は、実際には5年間の結果を踏まえたものであり、部門別の統計が始まって5年間の類型の母集団からの出入りを踏まえて把握すると、転作作物で非常に大きく変動するものがあるが、それを除けば8割以上が同じ部門の中にとどまっている農家と見ることができる。これを「営農類型別経営統計」においては、水田作と畑作という圃場に注目して米なり麦なりは大きくくりするので、基本的には更に安定するのではないかと。

エコノミー・オブ・スコープの話もあり、かなりブツブツに切ってしまうと本当によいのかということは、確かに御指摘のとおりのものであるが、一方では、農業の特性として、それぞれの地域の自然環境、圃場の地力の維持等を考えると、合理的に選択すべき作物の組み合わせというのは、おのずから一定の幅に収まってくる。ただ、100パーセントそれで制限されるかということ、必ずしもそうではないが、基本的には代表的な技術の体系を踏まえ、あるいは自然環境との組合せを踏まえた「営農類型別経営統計」というのが代表性を持っていると考えている。更に適切な類型があるのではないかとということについての検討を否定するものではないが、これまでの施策の展開上、これが現実的には一番効果のある区分けではないかと思う。

2番目の調査の費用対効果については、非常に細かい調査なので職員調査でないとできない部分もあり、現地の統計情報事務所の職員が一生懸命調査するという状況にあるが、当然、その中でより合理的に調査を行うための取組を進めてきている。

ただ、農業政策は非常に細かい仕組みで色々な局面を見ながら施策を展開しているので、それに対応して経営調査もかなり細かく調査することが行政側からも要請されている。その中で実態として、農家が自分の経営をはっきりとした計数でどこまでつかんでいるかということになると、副業的な小さな農家では、農家自身で把握する部分には限りがあるので、この辺は職員調査である程度手を掛けざるを得ないと考えている。当然のことながら、より合理的な調査をすることについては今後も取り組んでいくつもりである。

定量的なメルクマールについては、今の段階では即答できないが、当然のことながら、すべての行政の仕事については透明性が要求されるので、その辺についても努力していきたい。

須田委員) 実際に農家が記入するものとして「現金出納帳」、「作業日誌」があり、それ以外に「経営体台帳」がある。農家が記入したものだけを基に「経営体台帳」ができるのか、あるいは「経営体台帳」を作るに当たって、もっと情報が必要なのか。

宮尾課長) 本日示した「経営体台帳」は、農家から聞き取った部分の調査項目そのものと、それを基に中間集計して出てくる概念というのが合わさったものになっている。この辺については整理し直し、部会において議論していただく必要があると思うので、部会に提出させていただきたい。

廣松委員) 「標本設計」に関して、「営農類型別経営統計」では、目標精度を決めると、標本総数が決まるので、それを最適配分していると読めるが、それと同時並行的に品目別についても別途標本をとるという形になっている。参考2の7ページに「標本共用の概要」という図があるが、「営農類型別経営統計」と「品目別経営統計」の標本のとり方、両者の関係に関して追加説明をお願いしたい。

吉田補佐(農林水産省経営統計課) 7ページの「標本共用の概要」は、「営農類型別経営統計」と「生産費統計」の共用の関係を示している。「生産費統計」は、全国の目標精度を定めて、規模階層で地域別に配分していくというやり方であり、それと「営農類型別経営統計」との標本をどうやって共用していくかという概念を整理したものである。

「品目別経営統計」については、例えばリンゴとかミカンなどは部門を設定しているが、イチゴなどは、「営農類型別経営統計」の中で作付けしている該当の品目を引っ張り出してくるというようなやり方をさせていただこうと思っている。

廣松委員) 「営農類型別経営統計」で標本として選ばれた経営体から抜くということか。

吉田補佐) その中から基本的には抜いてくる。イチゴはイチゴで50戸の標本を欲しいなら、50戸を「営農類型別経営統計」の中で抜け切れなければ、同じ母集団の中からあと残りの分を抜くという形で行いたいと考えている。

廣松委員) 各品目別の最初の標本数はどのようにして決まるのか。

吉田補佐) 各品目別の数は、参考2の5ページに標本数を示しており、全国である程度の目標精度が定められるものは定めて、定められないものは、これまでの戸数を参考にしながら標本数を設定していくことにしている。

清水委員) 「営農類型別経営統計」の標本の中から「品目別経営統計」のための標本として抜き出される標本は、ここでいう品目を単品で生産している「営農類型別経営統計」の経営主体が引き出されてくるのか。

吉田補佐) 例えば野菜のキュウリ、トマトであれば、露地野菜作という集団で「営農類型別経営統計」の標本として抜いてきた経営体の中で、これを作付けしている農家、例えば野菜作であれば10アール以上と調査対象のところに書いてあるので、それに該当した経営体があれば優先的に抜いて必要標本数を満たすまで入れていく。「営農類型別経営統計」として抜いてきた農家で満たし切れなかった場合には外枠から抜くという格好をとりたいと考えている。

清水委員) ここでいう品目というのはどういうレベルのもののことか。

吉田補佐) キュウリならキュウリという作付けをしている品目である。

清水委員) キュウリあるいはイチゴというレベルの品目分類を指しているのか。

吉田補佐) そのとおり。

清水委員) イチゴを専業で生産している営農類型別組織あるいは経営体が抜き出されてくるという理解でよいか。

これは西村委員の質問にも関連する。複数の品目を作っているところで、「品目別経営統計」の基礎になるような標本が果たして適切に抜き出せるのか。例えば、3つの品目を作付けしていて、それぞれの品目についての経営統計が得られるのか、費用は配賦できるのかという質問に関連している。また、標本のサンプリングのところとも関連してくるので、ここで期待されるような「品目別経営統計」が適切に得られるかどうか確認したい。

吉田補佐) 農林業センサス上、例えばキュウリを作っている農家とか、こういったものが分かる場合は、それで母集団を編成して、「営農類型別経営統計」との関連で抜いてくることができるので、そういう抜き方をするが、センサス上でどうしても母集団編成ができないものは、「営農類型別経営統計」の中で編成したものから抜いてくる。

その場合に、同じ農家の中でイチゴとか幾つかの品目を作っている農家があり、その中の例えばイチゴが該当していれば、その部分は抜いて調査させてもらうという格好になる。したがって、そこは費用の配賦計算という形でイチゴの部分の調査するということになる。

竹内会長) 「営農類型別経営統計」調査の中から、生産している農家があれば該当品目を引き出すということか。その場合、ウエイトは考慮するのか、ある程度以上の額でなければという問題はないのか。

吉田補佐) センサスでイチゴを作付けしている農家といったウエイトが分かるものについてはウエイト付けできるが、農家のウエイトがわからないものは総和平均させてもらう。

竹内会長) 例えばその農家がたまたまイチゴを作っている、そのイチゴの作付けがわずかな場合と、ある程度大きな場合とがある。初めからイチゴ専業ならいいが、例えば水田作経営の農家を対象に営農経営として選んだ時に、その農家がイチゴも作っていたというような場合、どういう基準でイチゴの「生産費統計」調査の中に入れるのか。

吉田補佐) ここで示している品目別は、「水田作経営」の方で作っているイチゴは採らないということにしている。

竹内会長) 「水田作経営」の人が作っているのは入れないという理解でよいか。

吉田補佐) 入れない。野菜作として「営農類型別経営統計」で分類された農家があるが、その中でイチゴを作っている人を採っていく。

竹内会長) そういうことにしてあるのか。

吉田補佐) はい。

竹内会長) 「水田作経営」の場合は、米のほかに何が入り得るといのが決まっているのか。

吉田補佐) 米のほかに水田で作っているもの、例えば麦とか大豆とか、そういったものが入ってくる。首位部門でなくて、2位部門、3位部門以下に野菜が入ってきて、その中にイチゴを作っている農家があっても、そこからイチゴということでは引っ張ってこな

い。

竹内会長) 主として作っているもの、ウエイトの高いものだけ採るということか。

吉田補佐) そのとおり。

清水委員) 今の竹内会長の質問に対する答えは、営農類型別部門があったときに、客体をどこへ格付けるかという格付基準の話であり、私が先ほど質問したのは、「品目別経営統計」なるものが本当にとれるのかということである。

つまり、野菜作の農家で3つの品目を作付けしており、そのうちの1品目がたまたまキュウリである場合、このキュウリに関連して生産費等が的確に把握できるのかという話である。

例えば、農薬を考えると、3つの品目のための農薬は一括して購入しているがそれぞれの品目についてどれだけ使われたかをどのような形で調査が可能なのか、あるいは農作業にかかわった時間帯とか、そういったものが果たして的確に品目別にとれるのか、それはどういう仕組みなのか。

吉田補佐) 例えば農薬であれば、イチゴに投入した農薬を集めてきてイチゴの農薬の費用にするし、共用材については使用時間割合とか使用面積割合、そういったもので配賦計算をさせていただくことになる。

竹内会長) それは相当無理があることはわかるが、同時に今の状況ではそれが必要であり、施策上、そういうことをせざるを得ないというふうにもむしろ言った方が良いのかもしれない。

フローのコストあるいは労働投入はそれで配分できると思うが、ストックの方も全部配分するのか。「経営体台帳」だと、例えば土地なども、裏作と表作と両方やっている場合、表作の分が何パーセントで、裏作が何パーセントというふうにするのか。

吉田補佐) 部門別に配賦するときには、費用の部分、例えば農機具の償却費の計算ではそういうやり方をさせていただく。

竹内会長) ストックそのものもそういうふうにするのか。

宮尾課長) 例えば農機具は、米の部門に何台とか、そういう配分はしない。

竹内会長) それはしないのか。

吉田補佐) はい。

竹内会長) あるいは車を使っているけれども、このうちの100分の27は米で、31は何とかということはやらないということか。

吉田補佐) 減価償却費は配分させていただくが、そういうやり方はしない。

竹内会長) ストックの方は考えるのか。

吉田補佐) 年初めと年末の金額ベースにおいて、その資産の配分は一応させていただくが、車の台数とか、そういった配分はしない。

竹内会長) 「経営体台帳」の方で金額的にはストックも配分するのか。

吉田補佐) はい。例えば、参考3-3の「経営体台帳」の12、17ページに部門別に自動車、農機具といったものがあるが、部門のところは何割分負担しているかを配分していくこととしている。

竹内会長) これは調査職員が配賦するのか。

吉田補佐) 農家から使用割合なり使用時間割合を聞き取って、配賦していくこととしている。

須田委員) 先程、西村委員が指摘されたエコノミー・オブ・スケールとスコープの問題がある。農業というのは、規模の経済がすごく効いて、大きくなれば生産費が安くなり、その効果が経営上にも出てくると思うが、割り振る話をするときには規模の経済はないというのを前提に割り振るわけである。その矛盾を非常に感じる。

西村委員) つけ加えると、もし、こういうことを私の学生が書いてきたら、私は及第点を付けられない。というのは、最小最適規模までもってきて初めて品目別の数字が意味を持つものであり、それを非常に小さいものも大きいものも全部一緒くたにして同じウエイトで足し合わせるといようなスキームだと、ゆがんだ数字が出てくる可能性がある。私は非常に心配になっている。そもそも「品目別経営統計」の品目で何を調べたいのかが分からないところが基本的な問題だと思う。

竹内会長) 私が思うに、「品目別経営統計」では、施策上、コスト計算が必要である、なぜ施策で必要かという、現在の施策が品目ごとに生産費をカバーするという考え方になっている部分がまだ相当多い。

あえて言うと、それは今の政策の在り方にそもそも問題があると思う。つまり、全国平均で生産費を計算して、しかも品目ごとに計算して、この品目について幾ら補助金を出すというようなやり方でやっていること自体におそらく問題があつて、そういう施策をやっている以上、統計はそれに対応せざるを得ないというのが実情ではないかと私は勝手に想像している。

宮尾課長) 御指摘のとおり状況にある。

西村委員) もしそうであるならば、経済学に携わっている人間からすれば、規模とコストとの関係が重要なのであつて、平均が重要なのではない。本質的な統計情報の持つ意味というのを考える必要があるのではないかとというのが私の率直な感想である。

竹内会長) 私も西村委員の指摘に原理原則的には賛成である。今までの農家経済調査や生産費調査の段階から始まって、農業経営体経営統計調査という形で考え方がだんだん変わってきており、そういう方向でやれるようなデータを徐々に積み重ねていくことが必要だと思う。しかし、古いところのものを急にはやめられないというのが現実であり、古いところをやめられないこと自体は必ずしも農水省の統計部門の責任だけでなく政府全体に問題がある、と私は理解している。

ただ、データとしては規模の経済性などが分かるような部分を少なくとも入れていただかなければいけないと思うし、それは調査票の設計もあれば、集計の仕方の問題もあると思うので、その辺は部会で詳しく検討していただきたい。

竹内会長) それでは、本件については農林水産統計部会で審議していただくようお願いしたい。中身は色々あり、審議は大変かもしれないが、須田部会長の下で宜しくお願いしたい。

### (3) その他

#### ○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官及び山本統計審査官から、平成15年3月、4月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議対象とならなかった「建設工事統計調査」、「個人企業経済調査」、「家計調査」、「国勢調査」、「科学技術研究調査」、「社会生活基本調査」、「就業構造基本調査」、「全国物価統計調査」、「労働力調査」、

「事業所・企業統計調査」、「小売物価統計調査」、「住宅・土地統計調査」、「サービス業基本調査」、「全国消費実態調査」、「港湾調査」、「鉄道車両等生産動態統計調査」、「内航船輸送統計調査」、「自動車輸送統計調査」、「地方公務員給与実態調査」、「貸金構造基本統計調査」、「科学技術研究統計調査」、「経済産業省企業活動基本調査」、「海面漁業生産統計調査」及び「学校基本調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「平成16年事業所・企業統計調査、平成16年商業統計調査及び平成16年サービス業基本調査のための試験調査」、「平成17年国勢調査第2次試験調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について資料4に基づく報告が行われた。